

風水害等対策計画 新旧対照表

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td>1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報通信手段の多様化・多重化の促進</td> <td>1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫労働局</td> <td>工場、事業場における労働災害防止の監督指導</td> <td>1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への</td> <td>災害復旧工事等における労働災害防止</td> <td>災害復興工事等における労働災害防止</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>北神急行電鉄(株)</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報通信手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し			兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策			<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td>1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進</td> <td>1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫労働局</td> <td>工場、事業場における労働災害防止の監督指導</td> <td>1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への<u>迅速な</u>労災補償</td> <td>災害復旧工事等における労働災害防止</td> <td>災害復興工事等における労働災害防止</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の<u>応急</u>対策の指導</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>[削 除]</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し			兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への <u>迅速な</u> 労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の <u>応急</u> 対策の指導		
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																					
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報通信手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し																																							
兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止																																					
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																																							
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																					
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し																																							
兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への <u>迅速な</u> 労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止																																					
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の <u>応急</u> 対策の指導																																							
<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県の自然と気象</p> <p>1 平均的な気候</p> <p>(1) 気温</p> <p>沿岸地方の年平均(1981年～2010年)気温は、県北部の豊岡市で14.3℃、県南部の神戸市で16.7℃であり、内陸にいくに従って低くなっている。寒暖の差は県南部の沿岸地方に比べて内陸地方や県北部の方が大きい。</p> <p>(2) 降水量</p> <p>(略)</p> <p>暖候期の降水量は全域にわたり、梅雨期(この期間の降水量は、地域により250～500mm)と秋の台風期に多い。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県の自然と気象</p> <p>1 平均的な気候</p> <p>(1) 気温</p> <p>沿岸地方の年平均(1991年～2020年)気温は、県北部の豊岡市で14.6℃、県南部の神戸市で17.0℃であり、内陸にいくに従って低くなっている。寒暖の差は県南部の沿岸地方に比べて内陸地方や県北部の方が大きい。</p> <p>(2) 降水量</p> <p>(略)</p> <p>暖候期の降水量は全域にわたり、梅雨期と秋の台風期に多い。</p>																																								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける6～9月が特に多く、雨量50mm以上の降雨日数は、年平均(1981年～2010年)3.5日(神戸)である。また、六甲山周辺から淡路島及び県中部ではやや回数が多く、雨の降り方は局地的な集中豪雨も多くみられる。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける6～9月が特に多く、雨量50mm以上の降雨日数は、年平均(1991年～2020年)4.5日(神戸)である。また、六甲山周辺から淡路島及び県中部ではやや回数が多く、雨の降り方は局地的な集中豪雨も多くみられる。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備</p> <p>〔実施機関：指定地方行政機関、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 〔新設〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備</p> <p>〔実施機関：指定地方行政機関、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 その他 <u>県、市町は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (略)</p> <p>防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が<u>図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。</u></p> <p>(略) (1) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (略)</p> <p>防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への<u>的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。</u></p> <p>(略) (1) (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2) 個別防災訓練 ①～③ (略) ④ その他の個別訓練 ア～ウ (略) エ 帰宅困難者への対応訓練 等 <u>〔 新 設 〕</u> (3)～(6) (略) 3～4 (略)</p>	<p>(2) 個別防災訓練 ①～③ (略) ④ その他の個別訓練 ア～ウ (略) エ 帰宅困難者への対応訓練 オ <u>広域避難訓練</u> 等 (3)～(6) (略) 3～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 相互応援体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結 (略) なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>」の運用に留意する。 3 応援・受援体制の整備 県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 相互応援体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結 (略) なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>応急対策職員派遣制度</u>」の運用に留意する。 3 応援・受援体制の整備 県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。 <u>なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>4 (略) 〔新設〕</p> <p>5～8 (略)</p>	<p><u>感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>広域避難・広域一時滞在の体制の整備</u></p> <p>(1) <u>県、市町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</u></p> <p>(2) <u>また、県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努めることとする。</u></p> <p>(3) <u>県、市町は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討するものとする。</u></p> <p>6～9 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案								
<p>用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、<u>また、ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</u></p> <table border="1" data-bbox="197 555 1084 874"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成31年4月1日現在）</p> <p>市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。</p> <p>A 同報系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一齐放送（同報）するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一齐伝達している。災害時には、<u>気象警報や避難勧告</u>、Jアラート等の伝達に利用している。なお、災害時等における住民への情報伝達手段については、市町防災行政無線（同報系）のほか、MCA陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニテ</p>	名 称	主 な 機 能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 	<p>用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。<u>また、降雨時の通信の安定性の強化や市町等からの映像配信等を実現するため、衛星通信回線の強化を図っていく。</u></p> <table border="1" data-bbox="1200 563 2087 882"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・<u>遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手</u> ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況（令和3年4月1日現在）</p> <p>市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。</p> <p>A 同報系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一齐放送（同報）するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一齐伝達している。災害時には、<u>気象警報や避難指示</u>、Jアラート等の伝達に利用している。なお、災害時等における住民への情報伝達手段については、市町防災行政無線（同報系）のほか、MCA陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニティF</p>	名 称	主 な 機 能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・<u>遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手</u> ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手
名 称	主 な 機 能								
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 								
名 称	主 な 機 能								
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・<u>遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手</u> ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																						
<p>イ FM放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。</p> <p>B 移動系情報伝達手段</p> <table border="1" data-bbox="255 389 999 673"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>32市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>30市町</td> <td>72.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 (略)</p>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	32市町	78.0%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	30市町	72.3%	<p>M放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。</p> <p>B 移動系情報伝達手段</p> <table border="1" data-bbox="1243 389 1986 673"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>34市町</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>28市町</td> <td>68.2%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>22市町</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 (略)</p>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	34市町	82.9%	その他同報系	28市町	68.2%	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	22市町	53.6%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	26市町	63.4%
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	32市町	78.0%																																																				
	その他同報系	29市町	70.7%																																																				
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																				
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																				
	その他移動系	4市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	30市町	72.3%																																																				
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	34市町	82.9%																																																				
	その他同報系	28市町	68.2%																																																				
	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%																																																				
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	22市町	53.6%																																																				
	その他移動系	4市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	26市町	63.4%																																																				
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 三木総合防災公園(全県拠点)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 施設構成</p> <p>① 県広域防災センター</p> <p>防災に関する体系的かつ実践的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。</p> <p>ア 平常時の機能</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 三木総合防災公園(全県拠点)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 施設構成</p> <p>① 県広域防災センター</p> <p>防災に関する体系的かつ実践的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。</p> <p>ア 平常時の機能</p>																																																						

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災研修機能 <u>〔 新 設 〕</u> ・ 消防職員及び消防団員の教育訓練機能 ・ 自主防災活動支援機能 ・ 防災意識啓発機能 イ (略) ② (略) 3～5 (略) 6 コミュニティ防災拠点 (1)～(3) (略) (4) 配置の考え方 ① 市街地連担型地域については、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して概ね1近隣住区(小学校区)を単位として配置する。その際、近隣公園相当の広場と学校等の公共施設を地域の特性に応じて、連携して利用できるよう考慮することとする。 ② (略) 7～8 (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災研修機能 <u>・ 宿泊研修機能</u> ・ 消防職員及び消防団員の教育訓練機能 ・ 自主防災活動支援機能 ・ 防災意識啓発機能 イ (略) ② (略) 3～5 (略) 6 コミュニティ防災拠点 (1)～(3) (略) (4) 配置の考え方 ① 市街地連担型地域については、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して<u>町内会や自治会</u>を単位として配置する。その際、近隣公園相当の広場と学校等の公共施設を地域の特性に応じて、連携して利用できるよう考慮することとする。 ② (略) 7～8 (略)
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、<u>教育委員会、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>14 実習船の活用</u></p> <p>(1) 県は、県立香住高等学校が保有する実習船「但州丸」を活用し、災害時に</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>14 (略)</p>	<p><u>おける物資の搬送及び水の提供、患者や医療従事者の搬送、医療行為（人工透析等）の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。</u></p> <p><u>(2) 県は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）に基づき国が行う対策を踏まえつつ、実習船の活用について検討を進める。</u></p> <p>15 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1) (略) (2) 維持管理 道路管理者は、<u>緊急輸送路</u>について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。 (3) (略) 2～8 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1) (略) (2) 維持管理 道路管理者は、<u>緊急輸送道路</u>について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。 (3) (略) 2～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県教育委員会、市町〕 第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県健康福祉部健康局、県健康福祉部感染症等対策室</u>、県教育委員会、市町〕 第1 (略)</p>

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域<u>一次</u>避難への配慮</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 広域一時滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて予め同意を得るよう努めることとする。 ・ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。 ・ 県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。 ・ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 	<p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域避難への配慮</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>広域</u>避難及び広域一時滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、指定避難所を指定する際に併せて<u>広域</u>避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、<u>広域</u>避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて予め同意を得るよう努めることとする。 ・ 市町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との<u>広域</u>避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。 ・ 県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を<u>広域</u>避難及び広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。 ・ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との<u>広域</u>避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努め

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p>④ 留意事項 (略)</p> <p>・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定することとする。</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p>(略)</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、<u>国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。</u> <p>④ 留意事項 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。 ・ 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 ・ 市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 ・ 市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 ・ 県は、市町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。 <p>(略)</p>

現 行	修 正 案
<p>・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等<u>の検討</u>に努めることとする。</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>11 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p>	<p>・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等<u>を含めて、可能な限り多くの避難所の開設</u>に努めることとする。</p> <p>・<u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や<u>レイアウト・導線の確認</u>、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</p> <p>(2) <u>県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にある場合は、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>11 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>市町は、避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</p> <p>12～13 (略)</p>	<p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>市町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</p> <p>12～13 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省政策統括官、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～② (略) ③ 品目 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。 ア 炊き出し用米穀、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省農産局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～② (略) ③ 品目 品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。 ア 炊き出し用米穀、<u>弁当</u>、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、<u>醤油</u>、<u>緑茶</u>等の副食・飲料水 ウ <u>粥</u>、<u>ベビーフード</u>、<u>ミキサー加工食品</u>、<u>とろみ調整剤</u>、<u>アレルギー除</u></p>

現 行	修 正 案
<p>なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>④ 方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。</p> <p>また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。</p> <p>(7) 米穀 …… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）</p> <p>米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</p> <p>農林水産省政策統括官付貿易業務課への要請（県知事と農林水産省政策統括官が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売等業務を委託している受託事業者からの引渡し）</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 品目</p> <p>日用品 トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか</p>	<p><u>去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u></p> <p>なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>④ 方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。</p> <p>また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。</p> <p>(7) 米穀 …… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）</p> <p>米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</p> <p>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請（県知事と農林水産省農産局長が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売等業務を委託している受託事業者からの引渡し）</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 品目</p> <p>日用品 トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、<u>電動簡易トイレ、携帯トイレ</u>、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>④ 方法 ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、毛布等については、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄した分を充当するとともに、あらかじめ協定した業者等に供給を依頼することとする。</p> <p>なお、この方法を実効あるものにするため、事前に業者のおおよその供給能力を把握しておくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が現物備蓄している物資 毛布、ブルーシート、仮設トイレ、<u>仮設風呂</u>、紙おむつ ・ 県が流通在庫備蓄している物資 毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ <p>(2) 搬送等</p> <p>4 衛生物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。</p> <p>県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>④ 方法 ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、毛布等については、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄した分を充当するとともに、あらかじめ協定した業者等に供給を依頼することとする。</p> <p>なお、この方法を実効あるものにするため、事前に業者のおおよその供給能力を把握しておくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が現物備蓄している物資 毛布、ブルーシート、仮設トイレ、紙おむつ ・ 県が流通在庫備蓄している物資 毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ <p>(2) 搬送等</p> <p>4 衛生物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備</p> <p>市町は、<u>避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</u>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。(以下、略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p><u>(2)の規定にあたり盛り込む項目</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備</u></p> <p>市町は、<u>災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないように、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。(以下、略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p><u>[削 除]</u></p>

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p>(3) ~ (10) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>個別避難計画の整備</u></p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>① <u>計画作成の対象範囲</u></p> <p>② <u>計画の作成方法</u></p> <p>③ <u>計画の提供先、方法</u></p> <p>④ <u>計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p>⑤ <u>計画の更新に関する事項</u></p> <p>⑥ <u>計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置</u></p> <p>⑦ <u>避難支援等関係者の安全確保</u></p> </div> <p>(出 典)「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」 「<u>兵庫県災害時要援護者支援指針</u>」</p> <p>(4) ~ (11) (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成</p> <p>県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。</p> <p>また、市町は、これらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。</p> <p>(2) 受入体制の整備</p> <p>県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成</p> <p>県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。</p> <p>また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。</p> <p>(2) 受入体制の整備</p> <p>県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</p> <p>① ボランティア団体等とのネットワークの構築</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 資機材等の確保等 <u>県、市町</u>は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。 (以下、略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</p> <p>① <u>行政機関、住民、</u>ボランティア団体等とのネットワークの構築</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 資機材等の確保等 <u>県及び市町</u>は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。 (以下、略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>感染症の拡大が懸念される状況下における対応</u> <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 水防対策等の充実</p> <p>〔実施機関：<u>県土整備部土木局、市町</u>〕</p> <p>第1 趣旨</p> <p>水災による被害の軽減を図るため、<u>洪水予報河川等</u>や洪水、雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域の公表等、水防対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 浸水想定区域</p> <p>(1) 浸水想定区域の指定・公表等</p> <p>① 洪水浸水想定区域</p> <p>国土交通大臣または知事は、<u>洪水予報河川及び水位情報周知河川</u>に係る</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 水防対策等の充実</p> <p>〔実施機関：<u>県土整備部土木局、県土整備部住宅建築局、市町</u>〕</p> <p>第1 趣旨</p> <p>水災による被害の軽減を図るため、洪水、雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域を公表し、水防対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 浸水想定区域</p> <p>(1) 浸水想定区域の指定・公表等</p> <p>① 洪水浸水想定区域</p> <p>国土交通大臣または知事は、<u>水防法に基づく、洪水予報河川、水位情報</u></p>

現 行	修 正 案
<p>河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。あわせて、知事は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川</u>以外の河川についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置 (略)</p> <p>浸水区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>【参考】 【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>洪水浸水想定区域の指定【法第14条第1項】 指定区域及び想定される浸水深等の明示【法第14条第2項】 指定区域及び想定される浸水深等の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】</p> </div>	<p><u>周知河川、及び国土交通省令で定める基準に該当する河川</u>について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。あわせて、知事は、<u>水防法に基づき指定した河川</u>以外の河川についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置 (略)</p> <p>浸水区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u>避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示するものとする。<u>また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市町長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>【参考】 【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>洪水浸水想定区域の指定【法第14条第1項及び第2項】 指定区域及び想定される浸水深等の明示【法第14条第3項】 指定区域及び想定される浸水深等の公表及び関係市町への通知【法第14条第4項】</p> </div>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。 【法第15条の3第1項及び第2項】</p>	<p>市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画及び計画に基づく訓練結果を市町村長に報告しなければならない。 報告を受けた市町村長は必要な助言又は勧告をすることができる。 【法第15条の3第1項、第2項、第5項、第6項】</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 土砂災害対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 特別警戒区域内の制限等 (1) 特定開発行為の許可 特定開発行為（住宅(自己の居住目的以外のもの)並びに災害時要援護者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物(以下「特定予定建築物」という。)を建築するために行う土地の区画形質の変更)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (2) 建築物の構造規制 居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される。 (3) (略) 4 市町等の責務 (1) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 土砂災害対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 特別警戒区域内の制限等 (1) 特定開発行為の許可 特定開発行為（住宅(自己の居住目的以外のもの)並びに特に防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物(以下「特定予定建築物」という。)を建築するために行う土地の区画形質の変更)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (2) 建築物の構造規制 居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上、<u>建築確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ</u>、構造耐力に関する基準等について審査される。 (3) (略) 4 市町等の責務 (1) (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2) <u>災害時要援護者が利用する施設に対する対応</u></p> <p>市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に<u>災害時要援護者が利用する施設</u>があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>また、<u>土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(2) <u>要配慮者が利用する施設に対する対応</u></p> <p>市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に<u>要配慮者が利用する施設</u>があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</p> <p><u>また、市町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>5～6 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県土整備部、県教育委員会、防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 周知方法</p> <p>防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化に</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>土木局、県教育委員会、防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 周知方法</p> <p>防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化、</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>も努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②インターネット(県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開している。)、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(2) 周知内容</p> <p>防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害に対する平素の心得</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>カ 避難の方法(避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング)や必要性(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと)</p> <p>キ～セ (略)</p> <p>④ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、<u>避難勧告</u>、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知</p>	<p><u>専門家の知見の活用等</u>にも努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②インターネット(県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開している。)、ビデオ、ラジオ、テレビ、<u>ひょうご防災ネット</u>等による普及</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>⑨<u>ひょうご防災特別推進員の派遣</u>等による普及</p> <p>(2) 周知内容</p> <p>防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例、<u>気候変動の影響</u>等についても十分考慮することとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害に対する平素の心得</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>避難行動への負担感、これまでの経験等</u>のみに照らした危険性の判断、<u>自身は被害にあわないという思い込み(正常性バイアス)の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング(逃げ時)等</u>をあらかじめ設定しておくことの重要性</p> <p>キ 避難の方法(警戒レベルに応じた避難のタイミング、<u>指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等</u>)や必要性(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと)</p> <p>ク～ソ (略)</p> <p>④ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>徹底</p> <p>⑤ 災害発生時の心得 ア～ケ (略) 〔新設〕 コ 自主防災組織の活動 サ 自動車運転中及び旅行中等の心得 シ 安否情報の確認のためのシステムの活用 等 〔新設〕</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 学校における防災教育 (1) (略) (2) 各学校の取り組み 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。 ①～③ (略) (3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>⑤ 災害発生時の心得 ア～ケ (略) コ <u>避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底</u> サ 自主防災組織の活動 シ <u>諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動</u> ス <u>安否情報の確認のためのシステムの活用</u> セ <u>生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）</u> 等</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 学校における防災教育 (1) (略) (2) 各学校の取り組み 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育を推進する。 ①～③ (略) (3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災体制の育成</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地区防災計画の策定等</p> <p>市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災体制の育成</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地区防災計画の策定等</p> <p>市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。</p> <p>市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。</p> <p>市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。</p> <p><u>市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進 (第3次山地防災・土砂災害対策計画)</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p>土砂災害特別警戒区域 (R 区域) に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所<u>で</u>、治山ダムや砂防堰堤等を重点的に整備する。</p> <p>・ 828 箇所 (治山ダム 438 箇所、砂防堰堤等 390 箇所) を 6 年間で整備</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進 (第4次山地防災・土砂災害対策計画)</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p>土砂災害特別警戒区域 (R 区域) に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家や要配慮者利用施設、緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を<u>優先して</u>、治山ダムや砂防堰堤等を整備する。</p> <p>・ 738 箇所 (治山ダム 365 箇所、砂防堰堤等 373 箇所) を 5 年間で整備</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>[流木・土砂流出防止対策] 人工林率の高い谷筋や〇次谷（谷の最上流部で明瞭な谷地形になる前の凹型地形）の存在する山腹斜面において、流木災害や崩壊のおそれがある箇所に治山ダムや山腹工を整備する。 ・ <u>240</u> 箇所を <u>6</u> 年間で整備</p> <p>[災害に強い森づくり] 人工林が大半を占め、谷上流部に勾配 30 度以上の凹型斜面がある 15 度未満の溪流で、<u>災害緩衝林の造成を推進する</u>。 ・ <u>38</u> 箇所を <u>6</u> 年間で整備</p> <p>3 自然災害に備える（ソフト対策） (1) 減災のための情報発信 ○災害危険情報等の情報発信 （区分）防災 （情報の種別）CGハザードマップ（地域の風水害対策情報） （内容）災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約し HP で提供 (2) （略）</p>	<p>[流木・土砂流出防止対策] 人工林率の高い谷筋や〇次谷（谷の最上流部で明瞭な谷地形になる前の凹型地形）の存在する山腹斜面において、流木災害や崩壊のおそれがある箇所に治山ダムや山腹工を整備する。 ・ <u>220</u> 箇所を <u>5</u> 年間で整備</p> <p>[災害に強い森づくり] 谷筋にスギ・ヒノキ人工林があり、上流に凹型斜面が存在する流木災害のおそれがある危険溪流において、<u>危険木の除去、本数調整伐などによる災害緩衝林整備や簡易流木止め施設を設置する</u>。 ・ <u>100</u> 箇所を <u>5</u> 年間で整備</p> <p>3 自然災害に備える（ソフト対策） (1) 減災のための情報発信 ○災害危険情報等の情報発信 （区分）防災 （情報の種別）CGハザードマップ（地域の風水害対策情報） （内容）災害時に役立つ洪水、<u>高潮</u>や津波のハザードマップや観測情報等を集約し HP で提供 (2) （略）</p>
<p>第 2 編 災害予防計画 第 4 章 治山・治水対策の推進 第 2 節 水害の防止施設等の整備 第 3 款 海岸施設の整備 第 1 （略） 第 2 内容 1 事業計画</p>	<p>第 2 編 災害予防計画 第 4 章 治山・治水対策の推進 第 2 節 水害の防止施設等の整備 第 3 款 海岸施設の整備 第 1 （略） 第 2 内容 1 事業計画</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修）） 計 2 海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>鳥飼海岸（人工リーフ） 計 1 海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>赤穂港海岸（養浜他） 計 1 海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強） 他 計 5 海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>洲本港海岸（護岸（改良））、香住海岸（陸開（改良）） 他 計 3 海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p>	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修）） 計 2 海岸	侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ） 計 1 海岸	海岸環境整備事業	赤穂港海岸（養浜他） 計 1 海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強） 他 計 5 海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸（護岸（改良））、香住海岸（陸開（改良）） 他 計 3 海岸	<p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計 3 海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>鳥飼海岸（人工リーフ） 計 1 海岸</td> </tr> <tr> <td>大規模海岸保全施設改良事業</td> <td>姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 計 2 海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強） 他 計 4 海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（沈下対策））、 香住海岸（陸開（改良）） 計 2 海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p>	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計 3 海岸	侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ） 計 1 海岸	大規模海岸保全施設改良事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 計 2 海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強） 他 計 4 海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（沈下対策））、 香住海岸（陸開（改良）） 計 2 海岸
事業名	事業内容																								
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修）） 計 2 海岸																								
侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ） 計 1 海岸																								
海岸環境整備事業	赤穂港海岸（養浜他） 計 1 海岸																								
海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強） 他 計 5 海岸																								
津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸（護岸（改良））、香住海岸（陸開（改良）） 他 計 3 海岸																								
事業名	事業内容																								
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計 3 海岸																								
侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ） 計 1 海岸																								
大規模海岸保全施設改良事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 計 2 海岸																								
海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強） 他 計 4 海岸																								
津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（沈下対策））、 香住海岸（陸開（改良）） 計 2 海岸																								
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 事業計画 (1) 県（県土整備部）所管事業分整備済施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千鳥地区（道路）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略) 2～3 (略)</p>	事業名	事業内容	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千鳥地区（道路）	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 事業計画 (1) 県（県土整備部）所管事業分整備済施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千鳥地区（道路） 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区（道路）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略) 2～3 (略)</p>	事業名	事業内容	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千鳥地区（道路） 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区（道路）																
事業名	事業内容																								
港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千鳥地区（道路）																								
事業名	事業内容																								
港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千鳥地区（道路） 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区（道路）																								
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p>																								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 県(農政環境部)所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="181 517 1106 683"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th colspan="2">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">31</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> <td rowspan="3">外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容		31	水産生産基盤整備事業	(2地区)	外かく施設、係留施設、水域施設	漁港機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(6地区)	<p>第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 県(農政環境部)所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1169 517 2094 683"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th colspan="2">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> <td rowspan="3">外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容		3	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設	水産物供給基盤機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(2地区)
年度	事業名	事業内容																							
31	水産生産基盤整備事業	(2地区)	外かく施設、係留施設、水域施設																						
	漁港機能保全事業	(6地区)																							
	漁港施設機能強化事業	(6地区)																							
年度	事業名	事業内容																							
3	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設																						
	水産物供給基盤機能保全事業	(6地区)																							
	漁港施設機能強化事業	(2地区)																							
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備 第1～第2 (略) [資料]「市町別急傾斜地崩壊危険箇所等数及び指定箇所数」*電子データ 「急傾斜地崩壊危険箇所等」*電子データ 「土砂災害警戒区域等」*電子データ</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備 第1～第2 (略) [資料]「急傾斜地崩壊危険区域」*電子データ 「急傾斜地崩壊危険箇所」*電子データ 「土砂災害警戒区域等」*電子データ</p>																								
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第1 (略) 第2 内容 1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第1 (略) 第2 内容 1 (略)</p>																								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・<u>自衛隊</u>の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第8款 地盤沈下対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水の低下により、粘土層が収縮して発生するとされている。したがって、地盤沈下防止のためには、地下水の採取規制が必要であり、昭和31年には工業用地下水を対象とした「工業用水法」が制定され、これに基づき地盤沈下の防止のための規制を実施している。</p> <p>(1) 地盤沈下の現況</p> <p>① 大阪平野地域 (略) また、年間揚水量は水道用が主で約 <u>1,400</u> 万m³となっている。</p> <p>② 播磨平野地域 (略) 当地域での年間揚水量は、水道用が主で約 <u>4,900</u> 万m³となっている。</p> <p>③ その他の地域 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第8款 地盤沈下対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水の低下により、粘土層が収縮して発生するとされている。したがって、地盤沈下防止のためには、地下水の採取規制が必要であり、昭和31年には工業用地下水を対象とした「工業用水法」が制定され、これに基づき地盤沈下の防止のための規制を実施している。</p> <p>1 地盤沈下の現況</p> <p>① 大阪平野地域 (略) また、年間揚水量は水道用が主で約 <u>1,000</u> 万m³となっている。</p> <p>② 播磨平野地域 (略) 当地域での年間揚水量は、水道用が主で約 <u>4,600</u> 万m³となっている。</p> <p>③ その他の地域 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約 <u>270</u> 万^m、300 万^m となっている。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約 <u>230</u> 万^m、300 万^m となっている。</p> <p><u>2</u>～<u>3</u> (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第4節 災害に強い森づくりの推進等 第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～<u>33</u>年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林の整備を地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：<u>4,100</u>ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第<u>3</u>期対策）」（計画期間：<u>H28～34</u>年度）を第1期対策（H18～24）、第2期対策（H23～H29）に引き続き<u>内容を拡充して計画的に推進する。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第4節 災害に強い森づくりの推進等 第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～<u>R03</u>年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林の整備を地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：<u>4,000</u>ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第<u>4</u>期対策）」（計画期間：<u>R3～7</u>年度）を第1期対策（H18～24）、第2期対策（H23～H29）、<u>第3期対策（H28～R2）</u>に引き続き計画的に推進する。</p> <p>第2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 (略) 第2 内容</p> <p>1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 県は、「防災に関する方針」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけ、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づく</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 (略) 第2 内容</p> <p>1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 県は、「防災に関する方針」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけるとともに、市町に対して防災対策・安全確保対策を定める防災指針を、<u>住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設等）の立地の適正化を図る</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案								
<p>りを推進することとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p><u>立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）に位置づけるよう促し、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>2～6 (略)</p>								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="224 1069 1108 1165"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km（うち1.8kmは平成22年12月18日開通）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km（うち1.8kmは平成22年12月18日開通）	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1209 1069 2094 1165"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業 (神戸山手線(南伸部))</td> <td>区間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km（うち1.8kmは平成22年12月18日開通）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業 (神戸山手線(南伸部))	区間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km（うち1.8kmは平成22年12月18日開通）
事業名	事業内容								
神戸市道高速道路2号線事業	区間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km（うち1.8kmは平成22年12月18日開通）								
事業名	事業内容								
神戸市道高速道路2号線事業 (神戸山手線(南伸部))	区間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km（うち1.8kmは平成22年12月18日開通）								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p>								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1款 電力施設の整備等 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部</u>、県農政環境部、市町、関西電力㈱、関西電力送配電㈱〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 安定的な電力供給に向けた連携強化 県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、<u>相互の連携の強化に努めることとする</u>。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</p>	<p>第1款 電力施設の整備等 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部土木局</u>、県農政環境部、市町、関西電力㈱、関西電力送配電㈱〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 安定的な電力供給に向けた連携強化 県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>①～③ (略)</p>

風水害等対策計画

現 行					修 正 案				
○ 地域防災事業所組織図 (令和2年5月末現在)					○ 地域防災事業所組織図 (令和3年4月1日現在)				
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			ブロック	地 域	防災事業所の種別・数		
		充填所	LPガススタンド	容器検査所			充填所	LPガススタンド	容器検査所
神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	5	0	神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	4	0
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	8	3	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	8	3	3
(2)～(3) (略)					(2)～(3) (略)				
第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 [実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部、 <u>県県土整備部</u> 、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)]					第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 [実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部、 <u>県県土整備部土木局</u> 、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)]				
第1 (略) 第2 内容 1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。 (1) (略) (2) 防災訓練の実施 ① (略) ② 演習の種類 ア 災害対策情報伝達演習					第1 (略) 第2 内容 1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。 (1) (略) (2) 防災訓練の実施 ① (略) ② 演習の種類 ア 災害対策情報伝達演習				

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>イ 災害復旧演習 ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習 ③ (略) (3) 安定的な電気通信に向けた連携強化 県、西日本電信電話(株)は、倒木等により電気通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>イ 災害対策演習 ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習 ③ (略) (3) 安定的な電気通信に向けた連携強化 県、西日本電信電話(株)は、倒木等により電気通信網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第1節 気象観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 現在、次のような気象観測を行っており、今後ともその体制の強化に努めることとする。</p> <p>1 神戸地方気象台 神戸地方気象台のほか、県内各地に雨量観測施設(6箇所)や地域気象観測所〔五要素(気温、雨量、風向・風速、日照時間、積雪量):3箇所、四要素(気温、雨量、風向・風速、日照):12箇所、三要素(気温、雨量、風向・風速):1箇所]及び特別地域気象観測所〔観測種目:気圧(現地・海面)、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ※、積雪の深さ※、現在天気、大気現象〕:3箇所(姫路、洲本、豊岡)等を設置し、観測を行っている。</p> <p>※特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、豊岡のみ。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第1節 気象観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 現在、次のような気象観測を行っており、今後ともその体制の強化に努めることとする。</p> <p>1 神戸地方気象台 神戸地方気象台のほか、県内各地に雨量観測施設(6箇所)や地域気象観測所〔五要素(気温、雨量、風向・風速、日照時間、積雪の深さ)2箇所、五要素(気温、雨量、風向・風速、相対湿度、積雪の深さ)1箇所、四要素(気温、雨量、風向・風速、日照)12箇所、三要素(気温、雨量、風向・風速)1箇所]及び3箇所(姫路、洲本、豊岡)の特別地域気象観測所〔観測種目:気圧(現地・海面)、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ(※)、積雪の深さ(※)、現在天気、大気現象〕を設置し、観測を行っている。</p> <p>※特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、豊岡のみ。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
2～3 (略)	2～3 (略)
<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、 県教育委員会、県警察本部、市町、県道路公社等〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 道路除雪対策</p> <p>豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、県、近畿地方整備局<u>姫路河川国道事務所及び豊岡河川国道事務所</u>、県道路公社は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制の整備を行うこととする。</p> <p>県は、「道路除雪要綱」に基づき、毎年度道路除雪計画を決定し（毎年11月頃当該年度の除雪計画を決定）、道路除雪を計画的に行い、安全で円滑な道路交通の確保を図るため必要な事項を定めることとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2～3 (略) 4 警報等の伝達</p> <p>県は、様々な環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報</p>	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、 県教育委員会、県警察本部、市町、<u>西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)</u>、<u>県道路公社</u>、<u>芦有ドライブウェイ(株)</u>等〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 道路除雪対策</p> <p>豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、県、近畿地方整備局、<u>高速道路会社、県道路公社等</u>は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制の整備を行うこととする。</p> <p>県は、「道路除雪要綱」に基づき、毎年度道路除雪計画を決定し（毎年11月頃当該年度の除雪計画を決定）、道路除雪を計画的に行い、安全で円滑な道路交通の確保を図るため必要な事項を定めることとする。</p> <p>2 車両滞留対策</p> <p><u>県、近畿地方整備局、市町、高速道路会社、県道路公社等は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>3～4 (略) 5 警報等の伝達</p> <p>県は、様々な環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努めることとする。</p>	<p>システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努めることとする。</p> <p><u>また、県、近畿地方整備局、市町、高速道路会社、県道路公社等は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、<u>災害が発生するおそれがある段階も含めて</u>時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「<u>居住者等がとるべき行動</u>」と「<u>当該行動を居住者等に促す情報</u>」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて<u>5段階に分類した</u>「居住者等がとるべき行動」と、その「<u>行動を促す情報</u>」（<u>避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等</u>）とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難指示</u>等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。 (表、略) ※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて<u>発表する</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 特別警報・警報・注意報基準 特別警報・警報・注意報の基準は次に示すとおりである。 気象等に関する特別警報の発表基準 (現象の種類) 大雨 (基準) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p>	<p>出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。 (表、略) ※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて<u>行う</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 特別警報・警報・注意報基準 特別警報・警報・注意報の基準は次に示すとおりである。 気象等に関する特別警報の発表基準 (現象の種類) 大雨 (基準) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>

風水害等対策計画

現 行

警報・注意報発表基準一覧表（令和元年11月14日現在）

市町村	大雨警報(土砂災害)基準		大雨警報(浸水害)基準		大雨注意報基準		洪水警報基準		
	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	河川名	流域雨量指数基準	複合基準		
							流域雨量指数	表面雨量指数	
神戸市	123	23	88	12	武庫川	33.2			
					有馬川	22.2			
					新湊川	14.0	12.6	8	
					福田川	12.1			
					明石川	21.6			
					伊川	13.2			
尼崎市	-	23	128	11	庄下川	14.6			
西宮市	134	23	96	9	夙川	10.2			
芦屋市	137	23	96	11	芦屋川	8.8			
伊丹市	163	23	117	11	武庫川	45.6			
宝塚市	134	23	96	8	武庫川	45.2			
					波豆川	10.4			
川西市	162	23	116	10	塩川	8.3			
					一庫・大路次川	25.0			
三田市	155	23	111	7	武庫川	27.9			
					青野川	15.5			
					羽束川	16.4			
					猪名川	19.2			
猪名川町	161	23	115	9	猪名川	19.2			
西脇市	155	13	116	7	加古川	53.2	49.1	5	
					野間川	19.6			
					杉原川	19.2	17.7	5	
丹波篠山市	128	16	96	7	東条川	15.0			
					武庫川	13.3			
					篠山川	25.2			
					宮田川	10.8			
					篠井川	12.4			
					加古川	31.6			
丹波市	156	16	117	5	篠山川	32.6			
					柏原川	7.6	6.6	7	
					竹田川	21.2	21.4	7	
					野間川	19.6	12.4	5	
					大和川	7.4	6.6	5	
多可町	155	13	116	7	杉原川	19.0	17.1	5	
					播保川		37.2	6	
					青野川	10.6			
					伊吹川	13.0			
兵庫県	150	16	112	8	引原川	24.6	22.1	6	
					千種川	20.3	18.2	6	
					志文川	8.8	8.8	6	
					市川	39.2	35.3	9	
					高瀬川	19.2	9.1	5	
					小畑川	6.5			
福崎町	130	15	97	6	市川	40.0			
					七種川	8.1			
神戸町	148	16	111	7	市川	38.2	32.2	9	
					越知川	20.0			
					小田原川	12.8			

修 正 案

警報・注意報発表基準一覧表（令和3年6月3日現在）

市町村	大雨警報(土砂災害)基準		大雨警報(浸水害)基準		大雨注意報基準		洪水警報基準		
	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	河川名	流域雨量指数基準	複合基準		
							流域雨量指数	表面雨量指数	
神戸市	123	23	88	12	武庫川	32.5			
					有馬川	22.0			
					新湊川	13.8	12.4	8	
					福田川	12.8			
					明石川	20.0			
					伊川	14.3			
尼崎市	-	23	128	11	庄下川	14.2			
西宮市	134	23	96	9	夙川	11.0			
芦屋市	137	23	96	11	芦屋川	8.2			
伊丹市	163	23	117	11	武庫川	44.2			
宝塚市	134	23	96	8	武庫川	44.3			
					波豆川	11.4			
川西市	162	23	116	10	塩川	8.0			
					一庫・大路次川	24.6			
三田市	155	23	111	2	武庫川	27.9			
					青野川	16.5			
					羽束川	15.9			
					猪名川	18.0			
猪名川町	161	23	115	9	猪名川	18.0			
西脇市	155	13	116	2	加古川	51.6			
					野間川	20.3			
					杉原川	24.6	22.3	5	
丹波篠山市	128	16	96	7	東条川	17.2			
					武庫川	12.2			
					篠山川	25.0			
					宮田川	11.1			
					篠井川	12.4			
					加古川	30.1			
丹波市	156	16	117	5	篠山川	32.4			
					柏原川	9.6	8.6	7	
					竹田川	21.3	22.4	7	
					野間川	19.0	14.4	5	
					大和川	8.8	7.6	5	
多可町	155	13	116	7	杉原川	23.4	21.0	5	
					播保川		35.9	6	
					青野川	10.1			
					伊吹川	14.4			
兵庫県	150	16	112	8	引原川	23.4	21.0	6	
					千種川	19.4	17.4	6	
					志文川	10.6	8.5	6	
					市川	39.6	34.6	9	
					高瀬川	17.7	10.0	5	
					小畑川	7.7			
福崎町	130	15	97	6	市川	40.0			
					七種川	7.6			
神戸町	148	16	111	7	市川	37.6			
					越知川	21.4	19.2	5	
					小田原川	12.8			

風水害等対策計画

現 行										修 正 案									
佐用町	130	16	97	6	千種川	24.7	23.2	5		佐用町	130	16	97	6	千種川	23.5	21.9	5	
					佐用川	24.0	22.5	5							佐用川	23.8	22.2	11	
					大日山川	12.7	11.9	5							大日山川	24.6	21.6	5	
					志文川	14.6	13.2	9							志文川	18.0	13.8	9	
					江川川	8.2	7.2	5							江川川	11.0			
明石市	124	17	91	7	明石川	25.8				明石市	124	17	91	7	明石川	24.8			
					赤瀬川	6.4									赤瀬川	6.0			
					瀬戸川	9.8	8.2	2							瀬戸川	10.1	8.6	14	
加古川市	129	17	93	8	加古川	19.1				加古川市	126	17	93	8	加古川	18.4			
					高川	4.8	2.4	6							高川	5.0	2.4	6	
					栗原川	4.8	2.4	6							栗原川	5.2	2.2	6	
					法華山谷川	12.1									法華山谷川	11.4			
三木市	124	17	91	8	美濃川	27.1	24.4	6		三木市	124	17	91	8	加古川		43.7	13	
					志染川	17.3									美濃川	21.1	20.6	6	
高砂市	131	18	96	9	法華山谷川	13.1				高砂市	131	18	96	9	志染川	25.1			
					天川	14.4									法華山谷川	17.0			
小野市	128	13	94	6	万福寺川	7.8				小野市	128	13	94	6	天川	14.3			
					万福寺川	14.2	13.0	9							加古川		30.4	13	
					東条川	16.0	14.4	5							万福寺川	12.0			
加西市	126	12	93	6	万福寺川	21.1	15.9	11		加西市	126	12	93	6	万福寺川	21.1	16.6	11	
					下龍川	15.2	12.0	9							下龍川	15.4	14.4	9	
加東市	135	17	99	7	加古川		40.5	5		加東市	135	17	99	7	加古川		36.8	11	
					東条川										東条川		13.4	5	
					平島川	13.2	10.4	6							平島川	12.0	9.4	5	
					三草川	9.2									三草川	9.4	8.3	6	
福美町	128	13	94	8	香瀬川	6.2				福美町	128	13	94	8	香瀬川	2.8			
					瀬川	7.8									瀬川	6.7			
播磨町	-	17	111	9	香瀬川	8.4				播磨町	-	17	111	9	香瀬川	8.2			
					香瀬川		41.1	7							香瀬川		40.4	7	
姫路市	138	16	86	9	香瀬川	22.8				姫路市	138	16	86	9	香瀬川	22.2			
					天川	12.2									天川	12.0			
					新堀川	6.2									新堀川	5.7			
					水原川	10.2									水原川	10.1			
					夢野川	21.8									夢野川	21.6			
					菅野川	14.2									菅野川	14.1			
					大津荒川	11.4									菅野川	11.4			
					林田川	12.1									大津荒川	11.5			
														林田川	11.6				
相生市	168	17	105	9	矢野川	14.4				相生市	168	17	105	9	矢野川	14.4			
赤穂市	167	15	105	8	千種川		49.2	6		赤穂市	167	15	105	8	千種川		20.8	6	
					美濃川	5.4	4.4	24							美濃川	10.0	9.0	6	
					矢野川	14.3									矢野川	15.6			
たつの市	154	19	97	6	林田川	16.2				たつの市	154	19	97	6	林田川	16.6			
					栗橋川	11.2	10.0	5							栗橋川	11.9	10.7	7	
太子町	154	18	97	10	大津荒川	10.2				太子町	154	18	97	10	大津荒川	10.6			
					林田川	15.2									林田川	11.2			
上郡町	168	13	105	9	千種川		36.8	7		上郡町	168	13	105	9	千種川		36.8	7	
					加古川	14.2									加古川	14.4			
					香瀬川	12.2	10.8	7							香瀬川	12.4	11.3	7	
洲本市	138	18	97	9	香瀬川	12.2	11.2	7		洲本市	138	18	97	9	香瀬川	12.6	12.5	7	
					洲本川	22.4	20.1	2							洲本川	22.8			
南あわじ市	143	17	101	10	三原川	31.1				南あわじ市	143	17	101	10	三原川	31.1			
					大日山川	17.2	15.2	9							大日山川	20.1	17.8	5	
淡路市	132	19	93	8	都家川	18.2				淡路市	132	19	93	8	都家川	18.8			
					宝珠川	7.4									宝珠川	8.1			
					円山川		32.1	6							円山川		32.2	7	
					出石川		22.5	6							出石川		24.3	7	
					竹野川	18.7									竹野川	18.6			
豊明市	132	19	101	9	福原川	16.8				豊明市	132	19	101	9	福原川	16.6			
					六方川	13.3	12.0	6							六方川	13.2	12.1	7	
					栗佐川	13.6									栗佐川	13.8			
					八代川	7.2									八代川	7.8			
					木田川	12.2	10.8	6							木田川	12.8	11.3	7	
香美町	168	23	129	10	矢野川	32.0	30.0	6		香美町	168	23	129	10	矢野川	32.4	29.8	13	
					佐津川	13.0	11.7	6							佐津川	13.1	11.0	7	
					播磨川	16.2									播磨川	16.1			
新温泉町	180	19	138	7	新田川	21.1				新温泉町	180	19	138	7	新田川	21.5			
					久米川	11.1									久米川	11.7			
					大瀬川	8.2									大瀬川	8.3			
					円山川	32.0	28.2	8							円山川	31.5	28.5	6	
					八木川	24.0	22.1	9							八木川	24.0	21.8	9	
					大瀬川	22.0	20.2	9							大瀬川	21.6	21.6	9	
養父市	143	13	110	6	小瀬川	15.1	8.8	5		養父市	143	13	110	6	小瀬川	15.1	8.8	9	
					明徳川	17.2									明徳川	17.4			
					市川	18.2									市川	17.5			
					円山川	28.0	25.1	6							円山川	27.2	24.8	6	
朝来市	135	13	103	7	神子畑川	13.1	12.0	6		朝来市	135	13	103	7	神子畑川	13.7	13.1	6	
					与布土川	14.1									与布土川	14.7			

風水害等対策計画

現 行												修 正 案											
市町村	洪水注意報基準			指定河川洪水予測による基準	高潮警報基準 (単位:m)	高潮注意報基準 (単位:m)	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	強風注意報 (平均風速) 単位:m/s	指定河川洪水予測による基準	高潮警報基準 (単位:m)	高潮注意報基準 (単位:m)	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	強風注意報 (平均風速) 単位:m/s						
	河川名	河川別危険度	流域雨量指数															流域雨量指数					
神戸市	武庫川	24.6			1.6	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	1.6	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s							
	有馬川	14.6																					
	榑野川	15.2	11.2																				
	三木川	22.2																					
	篠原川	12.2																					
	伊丹川	10.2																					
尼崎市	住下川	11.6		鎌名川(小川)	1.8	1.2					1.8	1.2											
				兵庫東武庫川水系武庫川(甲武橋)																			
				兵庫東武庫川水系武庫川(甲武橋)																			
西宮市	浪川	2.2			1.8	1.2					1.8	1.2											
伊丹市	武庫川	24.6	24.6	9						鎌名川(小川)													
宝塚市	武庫川	24.6	24.6	9																			
川西市	雷川	2.2			2.2	1.2																	
	雷川 一帯(水鏡堂川)	24.6																					
三田市	武庫川	22.2	12.9	7																			
	青野川	12.4	8.8	2																			
	羽黒川	14.1	10.5	9																			
鎌名川町	鎌名川	14.1	14.1	5																			
西脇市	加古川	22.6	22.6	5																			
	朝霧川	16.2	16.2	5																			
丹波篠山市	三木川	14.2	14.2	5																			
	東条川	12.0																					
	武庫川	10.0																					
	篠山川	20.6																					
丹波市	加古川	22.6	22.6	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	篠山川	22.6	22.6	7																			
	加古川	22.6	22.6	5																			
	加古川	22.6	22.6	5																			
多可町	加古川	22.6	22.6	5																			
	多可川	2.2	2.2	5																			
	加古川	22.6	22.6	5																			
穴穂市	猪俣川	22.6	22.6	6	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	伊丹川	10.4																					
	引瀬川	12.6	12.6	6																			
	千種川	16.2	16.2	6																			
市川町	南川	32.0	32.0	9	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	小野川	2.2	2.2	5																			
	小野川	2.2	2.2	5																			
福崎町	南川	32.0	32.0	9	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	七種川	2.0	2.0	5																			
神戸町	市川	22.6	22.6	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	猪俣川	16.0	16.0	5																			
	小野原川	2.6	2.6	5																			
信用町	千種川	22.2	22.2	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	信用川	22.2	22.2	5																			
	大谷山川	12.1	12.1	5																			
	新井川	22.2	22.2	5																			
	赤木川	11.6	11.6	5																			
	下川	2.2	2.2	5																			
明石市	明石川	20.6	20.6	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	赤穂川	2.2	2.2	5																			
	瀬戸川	2.6	2.6	5																			
	加古川	24.6	24.6	5																			
加古川市	別府川	12.2	12.2	5	2.3	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	2.3	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s							
	野川	2.6	2.6	5																			
	長瀬川	22.2	22.2	5																			
	加古川	22.2	22.2	5																			
	加古川	22.2	22.2	5																			
	加古川	22.2	22.2	5																			
三木市	美濃川	22.2	22.2	6	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	志染川	14.0																					
	加古川	22.2	22.2	5																			
高砂市	法華山谷川	14.0			2.3	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	2.3	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s							
	天川	11.6																					
小野市	加古川	22.2	22.2	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	万福寺川	2.6	2.6	5																			
	万福寺川	11.6	11.6	5																			
	美濃川	14.0	14.0	5																			
加西市	万福寺川	14.0	14.0	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	下瀬川	12.4	12.4	5																			
加東市	加古川	22.2	22.2	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	美濃川	14.0	14.0	5																			
	千早川	10.0	10.0	5																			
稲美町	美濃川	2.2	2.2	5	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s											
	雷川	2.2	2.2	5																			

風水害等対策計画

現行

種別	河川	6.7	2.3	1.2				
姫路市	市川	24.2	2		1.8	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 20m/s 雪を伴う
	天川	10.0	2					
	船場川	2.5	5					
	水落川	8.6	5					
	夢前川	18.0	5					
	曹生川	11.4	2					
	大津尻川	8.1	5					
相生市	交野川	2.1			1.8	1.2		
	千種川	24.6	5					
赤穂市	大津川	2.5	6		2.0	1.2		
	交野川	10.0						
たつの市	林田川	12.1			2.0	1.2		
	栗橋川	8.9	2					
太子町	大津尻川	8.1	5				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う
	林田川	12.1						
上郡町	千種川	25.8	7				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s
	安室川	11.9	2					
	鶴居川	8.7	5					
洲本市	郡志川	10.5	5		1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 25m/s 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 15m/s 除く地域 15m/s 雪を伴う
	洲本川	12.9	5					
南あわじ市	三原川	25.1	5		1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 25m/s 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 15m/s 除く地域 15m/s 雪を伴う
	大目川	13.9	5					
淡路市	郡家川	12.9	5		1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 25m/s 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 15m/s 除く地域 15m/s 雪を伴う
	宝珠川	8.0						
豊前市	円山川	29.5	8		0.9	0.7	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	出石川	18.2	5					
	竹野川	10.6	2					
	鶴居川	11.8	5					
	六方川	10.6	5					
	桑佐川	10.0	2					
	八代川	4.4	5					
	太田川	8.7	2					
香美町	丸田川	29.2	9		0.9	0.7	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	出石川	10.4	5					
	湯島川	12.9						
新道町	麻田川	21.9	9		1.1	0.7		
	出石川	8.2						
養父市	円山川	26.8	8				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 雪を伴う
	八木川	18.4	5					
	大津川	23.2	5					
	小俣川	2.5	5					
	朝霧川	12.1	5					
朝来市	常川	13.0					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 雪を伴う
	円山川	29.4	8					
	神子原川	12.2	5					
	多摩川	11.2	5					
	多摩川	11.2	5					

(5)～(7) (略)

2～3 (略)

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第3節 情報の収集・伝達

第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供

修正案

種別	河川	6.5	2.3	1.2				
姫路市	市川	22.4	2		1.8	1.2	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	天川	10.4	5					
	船場川	8.0	5					
	水落川	8.4	5					
	夢前川	20.3	5					
	曹生川	11.6	2					
	大津尻川	8.1	5					
相生市	交野川	2.1			1.8	1.2		
	千種川	24.1	5					
赤穂市	大津川	2.5	6		2.0	1.2		
	交野川	12.4						
たつの市	林田川	14.8			2.0	1.2		
	栗橋川	8.5	2					
太子町	大津尻川	8.4	5				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う
	林田川	14.5						
上郡町	千種川	11.9	2				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s
	安室川	12.3	5					
	鶴居川	10.0	5					
洲本市	郡志川	10.0	5		1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 25m/s 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 15m/s 除く地域 15m/s 雪を伴う
	洲本川	23.2	5					
南あわじ市	三原川	25.1	5		1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 25m/s 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 15m/s 除く地域 15m/s 雪を伴う
	大目川	15.0	5					
淡路市	郡家川	11.8	5		1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 25m/s 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 15m/s 除く地域 15m/s 雪を伴う
	宝珠川	8.8						
豊前市	円山川	29.0	7		0.9	0.7	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	出石川	19.2	5					
	竹野川	10.6	2					
	鶴居川	11.6	5					
	六方川	11.6	5					
	桑佐川	11.0	2					
	八代川	4.1	5					
	太田川	14.4	2					
香美町	丸田川	29.2	7		0.9	0.7	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	出石川	10.4	5					
	湯島川	12.9						
新道町	麻田川	21.9	9		1.1	0.7		
	出石川	8.2						
養父市	円山川	24.2	8				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 雪を伴う
	八木川	18.4	5					
	大津川	23.2	5					
	小俣川	2.7	5					
	朝霧川	14.4	5					
朝来市	常川	13.0					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 雪を伴う
	円山川	29.4	8					
	神子原川	12.2	5					
	多摩川	10.0	5					
	多摩川	10.0	5					

(5)～(7) (略)

2～3 (略)

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第3節 情報の収集・伝達

第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 趣旨 避難勧告等の判断に際して参照すべき情報の提供に関する事項を定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 避難勧告等の判断材料となる情報の提供 神戸地方気象台、近畿地方整備局、県は、フェニックス防災システム等により、河川水位等、避難勧告等の判断に際して参照すべき情報を市町に提供する。</p> <p>2 水害に関する情報</p> <p>(1) 大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値 神戸地方気象台は、<u>防災情報提供システム</u>によって大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を提供する。</p> <p>（表中） 大雨警報（浸水害）の危険度分布 洪水警報の危険度分布</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）</p> <p>①～② （略）</p> <p>③洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル （「氾濫危険情報」：警戒レベル欄） いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>（「氾濫警戒情報」：警戒レベル欄） <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及</p>	<p>第1 趣旨 避難指示等の判断に際して参照すべき情報の提供に関する事項を定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 避難指示等の判断材料となる情報の提供 神戸地方気象台、近畿地方整備局、県は、フェニックス防災システム等により、河川水位等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町に提供する。</p> <p>2 水害に関する情報</p> <p>(1) 大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値 神戸地方気象台は、<u>気象庁ホームページ</u>によって大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（<u>浸水キキクル</u>、<u>洪水キキクル</u>）及び流域雨量指数の予測値を提供する。</p> <p>（表中） 大雨警報（浸水害）の危険度分布（<u>浸水キキクル</u>） 洪水警報の危険度分布（<u>洪水キキクル</u>）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）</p> <p>①～② （略）</p> <p>③洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル （「氾濫危険情報」：警戒レベル欄） いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>（「氾濫警戒情報」：警戒レベル欄） 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及</p>

現 行	修 正 案
<p> ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 </p> <p> (2) 地域別土砂災害危険度 県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。 </p> <div data-bbox="210 587 1099 759" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難勧告地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、平成31年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示する。 </p> </div> <p> (3) (略) </p> <p> (4) <u>注意警戒時系列</u> 神戸地方気象台は、<u>防災情報提供システム</u>によって<u>注意警戒時系列</u>を提供する。 </p> <p> (5) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>） 神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>）を提供する。 （表中） 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>） </p> <p>4 (略)</p>	<p> ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂キキクル</u>）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 </p> <p> (2) 地域別土砂災害危険度 県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。 </p> <div data-bbox="1196 587 2085 759" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難勧告地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示する。 </p> </div> <p> (3) (略) </p> <p> (4) <u>危険度を色分けした時系列</u> 神戸地方気象台は、<u>気象庁ホームページ</u>によって<u>危険度を色分けした時系列</u>を提供する。 </p> <p> (5) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂キキクル</u>） 神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂キキクル</u>）を提供する。 （表中） 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂キキクル</u>） </p> <p>4 (略)</p>
<p> 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 </p>	<p> 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 </p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 警報等への伝達</p> <p>(1) 気象予警報等の市町への伝達</p> <p>気象予警報等の市町への伝達は、フェニックス防災システムで行う。</p> <p>さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、西日本電信電話(株)は、警報を市町に通知することとする。</p> <p>関係機関は、気象情報等を速やかに住民に周知徹底することとする。</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 警報等への伝達</p> <p>(1) 気象予警報等の市町への伝達</p> <p>気象予警報等の市町への伝達は、フェニックス防災システムで行う。</p> <p>さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、西日本電信電話(株)は、警報を市町に通知することとする。</p> <p>関係機関は、気象情報等を速やかに住民に周知徹底することとする。</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月1日現在</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(注) 1 ※1は、特別警報、警報のみ伝達する。 2 ※2は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。 3 ※3は、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 4 ※4は、9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪放送局に通知する。 5 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 6 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 住民への周知徹底 関係機関は、気象情報等を速やかに住民に周知徹底することとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(注) 1 ※1は、特別警報、警報のみ伝達する。 2 ※2は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。 3 ※3は、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 4 ※4は、9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪<u>拠点</u>放送局に通知する。 5 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 6 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 住民への周知徹底 関係機関は、<u>災害が発生するおそれがある場合も含め</u>、気象情報等を速やかに住民に周知徹底することとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 災害情報の収集・報告 第1 (略) 第2 内容 1～12 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 災害情報の収集・報告 第1 (略) 第2 内容 1～12 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行			修 正 案																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>道路の不通状況</td> <td> 技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] (道路街路課) ← 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡高速道路(株)[本四道路] 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)[阪神高速道路] </td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] (道路街路課) ← 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡高速道路(株)[本四道路] 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)[阪神高速道路]	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>道路の不通状況</td> <td> 技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] (道路街路課) ← 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) </td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] (道路街路課) ← 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所		
部	調査事項	調査（報告）系統																					
県土整備部	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] (道路街路課) ← 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡高速道路(株)[本四道路] 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)[阪神高速道路]																					
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																					
部	調査事項	調査（報告）系統																					
県土整備部	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] (道路街路課) ← 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)																					
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																					
<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>食料の調達・あつせん</td> <td> 農林水産省政策統括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町 </td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>感染症対策薬剤等の供給</td> <td> 県内市町 ← 疾病対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 </td> </tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部事務局	食料の調達・あつせん	農林水産省政策統括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町	健康福祉部	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 疾病対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>食料の調達・あつせん</td> <td> 農林水産省農産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町 </td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>感染症対策薬剤等の供給</td> <td> 県内市町 ← 感染症対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 </td> </tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部事務局	食料の調達・あつせん	農林水産省農産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町	健康福祉部	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 感染症対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町
部	調査事項	調査（報告）系統																					
災害対策本部事務局	食料の調達・あつせん	農林水産省政策統括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町																					
健康福祉部	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 疾病対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町																					
部	調査事項	調査（報告）系統																					
災害対策本部事務局	食料の調達・あつせん	農林水産省農産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町																					
健康福祉部	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 感染症対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町																					
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 非常通信経路計画</p>			<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 非常通信経路計画</p>																				

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) 内容 11 関西電力通信設備 (2) (略) 6 (略) [資料] 「<u>関西電力無線通信系統図</u>」(他略)</p>	<p>(1) 内容 11 関西電力<u>送配電</u>通信設備 (2) (略) 6 (略) [資料] <u>[削 除]</u> (他略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 海上保安本部長が行う場合 (1) (略) (2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <div data-bbox="472 954 1077 1102" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方総監] A --> C[海上自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre> </div> <p>3～9 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 海上保安本部長が行う場合 (1) (略) (2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <div data-bbox="1458 954 2063 1102" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方総監] A --> C[航空自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre> </div> <p>3～9 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 第1 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 第1 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 道路法(第17条第8項)に基づく市町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行</u> <u>県は、指定市以外の市町から要請があり、かつ、当該市町における道路</u> <u>の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、当該市町が管理</u> <u>する市町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わっ</u> <u>て自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができ</u> <u>る。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示</u></p> <p>避難の<u>勧告・指示</u>の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <p><u>① 避難の勧告 災害全般について 市町長(災害対策基本法第60条)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、<u>県健康福祉部感染症等対策室</u>、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) <u>避難の指示</u></p> <p>避難の<u>指示</u>の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <p><u>〔削除〕</u></p>

現 行	修 正 案
<p>② 避難の指示 (以下、略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための<u>勧告及び指示</u></p> <p>① <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</u>の基準</p> <p>ア 市町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令することとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、<u>避難勧告</u>等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</p> <p>エ 市町は、土砂災害における<u>避難勧告</u>等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「警戒レベル4、<u>避難勧告</u>」を発令することとする。<u>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に「警戒レベル4、避難指示(緊急)」を発令することとし、災害が実際に発生していることを把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、災害発生情報」を発令することとする。</u></p> <p>カ 市町は、<u>要援護者への避難準備・高齢者等避難開始、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したとき、また、災害発生情報</u>を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</p>	<p>避難の指示 (以下、略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための指示</p> <p>① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準</p> <p>ア 市町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>高齢者等</u>、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、<u>高齢者等避難</u>」を発令することとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、<u>避難指示</u>等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</p> <p>エ 市町は、土砂災害における<u>避難指示</u>等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「警戒レベル4、<u>避難指示</u>」を発令することとする。<u>災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令することとする。</u></p> <p>カ 市町は、<u>避難行動要支援者等</u>への高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したとき、また、<u>緊急安全確保</u>を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</p>

風水害等対策計画

現 行		修 正 案																										
<p>キ～ク (略)</p> <p>ケ 市町は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努めることとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>コ 県は、河川水位情報や土砂災害警戒情報など、市町における避難勧告等の判断に資する情報の迅速、的確な提供に努めることとする。</p>		<p>キ～ク (略)</p> <p>ケ 市町は、避難指示等の迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努めることとする。</p> <p>コ 市町は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。</p> <p>サ 市町は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う恐れがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。</p> <p>シ 県は、河川水位情報や土砂災害警戒情報など、市町における避難指示等の判断に資する情報の迅速、的確な提供に努めることとする。</p>																										
<p>避難勧告等一覧</p>		<p>避難指示等一覧</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4 避難指示（緊急）</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</td> <td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> <tr> <td>※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 災害発生情報</td> <td>・既に災害が発生している状況</td> <td>・命を守るための最善の行動</td> </tr> <tr> <td>※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発令時の状況	住民に求める行動	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	警戒レベル4 避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	警戒レベル5 災害発生情報	・既に災害が発生している状況	・命を守るための最善の行動	※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令			<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
区 分	発令時の状況	住民に求める行動																										
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																										
	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																										
警戒レベル4 避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動																										
	※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況																										
警戒レベル5 災害発生情報	・既に災害が発生している状況	・命を守るための最善の行動																										
※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令																												
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																											
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																											
【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																											
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。																											

現 行	修 正 案
<p>〔参考〕<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の発令の参考となる情報</u></p> <p>② <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</u>の内容</p> <p>市町長等は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>、<u>災害発生情報</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>、<u>災害発生情報</u>が出された地域名</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>、<u>災害発生情報</u>の伝達方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>、<u>災害発生情報</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町は、<u>避難勧告</u>等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとりべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p> <p><伝達文例></p> <p>□ 警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を出しました。〇〇地区に警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準</p>	<p>〔参考〕高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>の発令の参考となる情報</p> <p>② 高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>の内容</p> <p>市町長等は、高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>が出された地域名</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ 高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>の伝達方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町は、<u>避難指示</u>等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとりべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p> <p><伝達文例></p> <p>□ 警戒レベル3、高齢者等避難</p> <p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を出しました。〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p>

現 行	修 正 案
<p>備を始めてください。</p> <p>□ <u>警戒レベル4、避難勧告</u> <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難勧告発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル4、避難勧告を出しました。〇〇地区に警戒レベル4、避難勧告を出しました。〇〇川の水位が上昇し、溢れるおそれがあります。速やかに近所の方にも声を掛け合って〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。</u></p> <p>□ <u>警戒レベル4、避難指示(緊急)</u> <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示(緊急)発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。〇〇地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。〇〇川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に〇〇公民館へ全員避難すること。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避すること。なお、浸水により〇〇道は通行できません。</u></p> <p>□ <u>警戒レベル5、災害発生情報</u> <u>緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル5、災害発生情報を出しました。〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導 ①～② (略) ③ 県民は、<u>あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。</u> ④～⑥ (略)</p>	<p><u>〔 削 除 〕</u></p> <p>□ <u>警戒レベル4、避難指示</u> <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に避難指示を出しました。〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を出しました。〇〇川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に〇〇公民館へ全員避難すること。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避すること。なお、浸水により〇〇道は通行できません。</u></p> <p>□ <u>警戒レベル5、緊急安全確保</u> <u>緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル5、緊急安全確保を出しました。〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導 ①～② (略) ③ 県民は、<u>「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング(逃げ時)、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。</u> ④～⑥ (略)</p>

現 行	修 正 案
<p>(災害時要援護者の避難)</p>	<p>(避難行動要支援者の避難)</p>
<p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>① (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。</p>	<p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>市町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>[女性のニーズ例] 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</p> <p>[新 設]</p> <p>⑨ 市町は、<u>避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。</u></p> <p>⑩～⑬ (略)</p> <p>(5) 保健・衛生対策</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 感染症予防対策</p> <p>感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 広域避難(広域一時滞在)等</p> <p>(1) 県内における広域一時滞在</p> <p>① 被災市町</p>	<p>[女性のニーズ例] 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</u></p> <p>⑨ 市町は、<u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>[削 除]</p> <p>⑩～⑬ (略)</p> <p>(5) 保健・衛生対策</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 感染症予防対策</p> <p>ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。</p> <p>イ <u>県、市町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>県(健康福祉事務所)及び保健所設置市の保健所は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(1) 県内における<u>広域避難及び広域一時滞在</u></p> <p>① 被災市町</p>

現 行	修 正 案
<p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することができる。</p> <p>被災市町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 県</p> <p>県は、被災市町から、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。</p> <p>(2) 県外における広域一時滞在</p> <p>① 被災市町</p> <p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。</p> <p>② 県</p> <p>県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。</p>	<p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の必要があると認めるときは、県に報告の上、<u>予測される被災状況又は具体的な被災状況</u>、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を<u>直接</u>協議することができる。</p> <p>被災市町は、県に対し、<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他<u>広域避難又は広域一時滞在</u>に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 県</p> <p>県は、被災市町から、<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他<u>広域避難又は広域一時滞在</u>に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。</p> <p>(2) 県外における<u>広域避難及び広域一時滞在</u></p> <p>① 被災市町</p> <p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。</p> <p><u>なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>② 県</p> <p>県は、他の都道府県域における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。</p>

現 行	修 正 案
<p>県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報共有</p> <p>被災市町は、広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</p> <p>広域一時滞在を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に<u>伝達</u>する体制の整備に努める。</p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難準備情報、<u>勧告・指示</u>の実施責任者</p> <p>(5) 避難準備情報、<u>勧告・指示</u>の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）</p> <p>(6)～(15) (略)</p>	<p>県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。<u>その際、国に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報共有</p> <p>被災市町は、<u>広域避難及び広域一時滞在</u>を受け入れた市町の協力を得て、<u>広域避難及び広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに</u>、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在</u>を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に<u>提供</u>する体制の整備に努める。</p> <p><u>防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民等に役立つ確な情報を提供できるように努める。</u></p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難準備情報、指示の実施責任者</p> <p>(5) 避難準備情報、指示の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）</p> <p>(6)～(15) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の要請・供与</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県は、救助実施市を除く市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の要請・供与</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県は、救助実施市を除く市町からの情報等に基づき、<u>既存住宅ストックの活用を重視して</u>応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>〔実施機関：農林水産省<u>政策統括官</u>、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 品目</p> <p>品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある<u>方</u>等のニーズにも配慮することとする。</p> <p>なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p>(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食</p> <p>(2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の<u>清涼飲料水等の副食</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>〔実施機関：農林水産省<u>農産局</u>、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 品目</p> <p>品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、<u>妊産婦、乳幼児、食事制限のある者</u>等のニーズにも配慮することとする。</p> <p>なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p>(1) 炊き出し用米穀、<u>弁当</u>、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食</p> <p>(2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の<u>副食・飲料水</u></p> <p>(3) (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>4 (略)</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が適用されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が適用されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整</p> <p>県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対する DHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。</p> <p>また、県は、被災都道府県から国を通じて DHEAT の派遣要請があったときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整・<u>兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）</u></p> <p>(1) 県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対するDHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。</p> <p>また、県は、被災都道府県から国を通じてDHEATの派遣要請があったときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</p> <p>(2) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>4 (略)</p>	<p><u>場合に、避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)が派遣できるよう準備を進める。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第4款 感染症対策の実施 [実施機関：県健康福祉部健康局、市町] 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 感染症対策 県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努めることとする。 4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第4款 感染症対策の実施 [実施機関：県健康福祉部健康局、<u>県健康福祉部感染症等対策室</u>、市町] 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 感染症対策 県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、<u>新型コロナウイルス感染症</u>等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努めることとする。 4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～9 (略) 10 雇用対策の実施 県、兵庫労働局は、<u>独自に、又は協力・連携して、被災した事業主に対する</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～9 (略) 10 雇用対策の実施 県及び兵庫労働局は、<u>必要に応じて協力・連携し、被災した事業主による雇</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>雇用の維持の支援を図るとともに、被災した離職者等の生活の安定や早期就職を支援するために必要な措置を講じることとする。</p> <p>また、事業主に対し復旧工事等における労働災害の防止の啓発、指導に努めることとする。</p> <p>11～12 (略)</p>	<p>雇用の維持、離職者等の生活の安定及び早期再就職を支援するため、雇用保険等の特例措置を含め必要な措置を講じることとする。</p> <p>また、事業主に対し復旧工事等における労働災害の防止の啓発、指導に努めることとする。</p> <p>11～12 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) その他</u></p> <p><u>市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制</p>

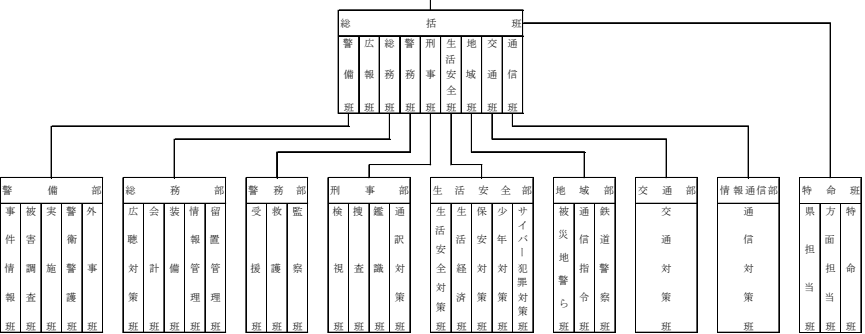
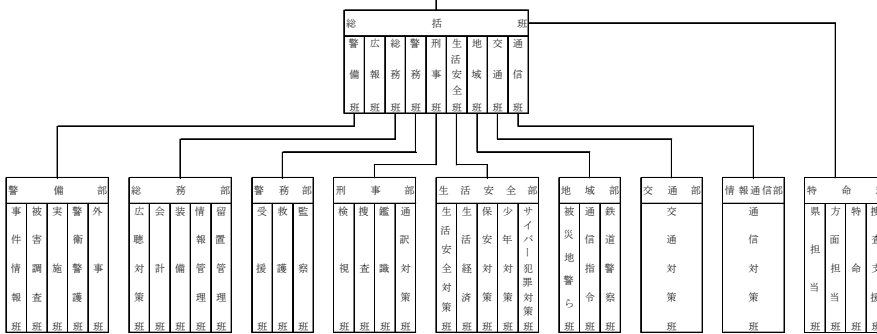
風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～② (略)</p> <p>③ 市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。<u>なお、県、神戸市及び県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信の途絶の解消と通信の確保</p> <p>地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信の途絶の解消と通信の確保</p> <p>地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通</p>

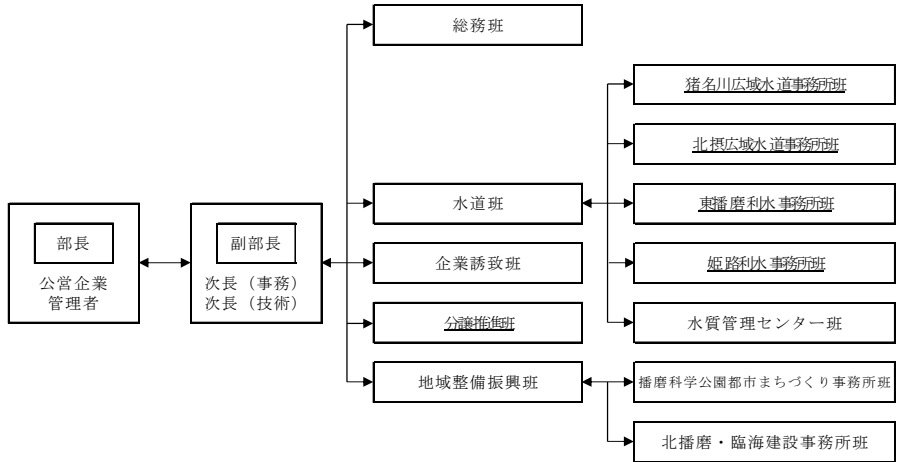
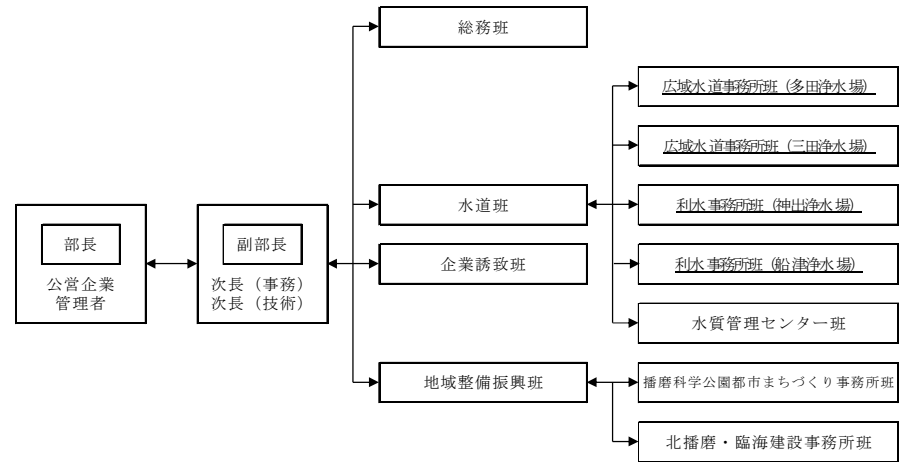
風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 応急<u>復旧</u>ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第5款 下水道の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) <u>地震発生直後の対応</u> (略)</p> <p>(2) 復旧過程</p> <p>① (略)</p> <p>② 施設毎の応急措置・復旧方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ポンプ場及び処理場施設</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) <u>津波の発生</u></p> <p><u>津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じることとする。</u></p> <p>・ <u>防潮ゲートの閉鎖</u></p> <p>・ <u>止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第5款 下水道の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) <u>災害発生直後の対応</u> (略)</p> <p>(2) 復旧過程</p> <p>① (略)</p> <p>② 施設毎の応急措置・復旧方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ポンプ場及び処理場施設</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>[削除]</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案												
<p style="text-align: center;">・ポンプ場・処理場等における土のう等による漏水防止措置</p> <p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p>												
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図</p> <table border="1" data-bbox="340 805 896 989"> <tr><td>警 備 本 部 長</td><td>警察本部長</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>警務部長 警備部長</td></tr> <tr><td>幕 僚</td><td>総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長</td></tr> </table>  <p>6 (略)</p>	警 備 本 部 長	警察本部長	副 本 部 長	警務部長 警備部長	幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図</p> <table border="1" data-bbox="1332 805 1888 989"> <tr><td>警 備 本 部 長</td><td>警察本部長</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>警務部長 警備部長</td></tr> <tr><td>幕 僚</td><td>総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 *(M・T・H)・捜査高度化センター 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長</td></tr> </table>  <p>6 (略)</p>	警 備 本 部 長	警察本部長	副 本 部 長	警務部長 警備部長	幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 *(M・T・H)・捜査高度化センター 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長
警 備 本 部 長	警察本部長												
副 本 部 長	警務部長 警備部長												
幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長												
警 備 本 部 長	警察本部長												
副 本 部 長	警務部長 警備部長												
幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 *(M・T・H)・捜査高度化センター 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長												

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 動員 (1) 動員の連絡</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 動員 (1) 動員の連絡</p>  <p>(2) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 対策内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 対策内容</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 河川</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 河川</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>県、市町は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持(河川の埋塞に係るものに限る。)について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉄道輸送確保対策</p> <p>西日本旅客鉄道(株)福知山支社は、積雪期において、下記により、<u>人員、物資</u>の輸送の確保を図ることとする。</p> <p><u>(1)～(3)</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉄道輸送確保対策</p> <p>西日本旅客鉄道(株)福知山支社は、<u>「福知山支社冬期対策要領」に基づき、毎年度雪害対策計画を決定し、これに基づき除雪及び凍結防止を実施し、人員の輸送の確保を図ることとする。</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>3～4 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支給額(下記①と②の合計で最大300万円)</p> <p>住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 (3)支給対象世帯)</th> <th style="text-align: center;">① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給</th> <th style="text-align: center;">② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①、②、③世帯</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④世帯</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤世帯</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4 2 申請期間：自然災害発生から①が13月間、②が37月間</p> <p><u>[新 設]</u></p> <p>2 (略)</p>	区 分 (3)支給対象世帯)	① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支給額(下記アとイの合計で最大300万円)</p> <p>住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 (3)支給対象世帯)</th> <th style="text-align: center;">ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給</th> <th style="text-align: center;">イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①、②、③世帯</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④世帯</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤世帯</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4 2 申請期間：自然災害発生からアが13月間、イが37月間</p> <p>2 その他</p> <p><u>県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	区 分 (3)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円
区 分 (3)支給対象世帯)	① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給																							
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円																							
④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
区 分 (3)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給																							
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円																							
④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>																								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案										
<p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～② (略)</p> <p>③融資を受けることができる住宅の基準</p> <p>ア 新築家屋（建設）の基準</p> <p><u>(7) 住宅部分の床面積は、1戸当たり13㎡以上、原則として175㎡以下であること。</u></p> <p><u>※ 購入の場合は、1戸当たり50㎡以上（共同建は30㎡）、原則として175㎡以下</u></p> <p>(イ) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。</p> <p>(ウ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。</p> <p>(エ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>(オ) 敷地の権利が転貸借でないこと。</p> <p><u>(カ) 木造の場合は1戸建て又は連続建てであること。</u></p> <p><u>[新 設]</u></p> <p>イ 補修の基準</p> <p>上記(イ) (ウ) (エ) (オ) のとおり。</p> <p>④ 条件（令和2年6月1日現在）</p> <p>ア 融資限度額（建設融資の場合）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>住 宅 耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 木 造 (耐 久 性) 構 造 ……</td> <td style="text-align: right;">1,680 万円</td> </tr> <tr> <td>土 地 取 得 費 ……</td> <td style="text-align: right;">970 万円</td> </tr> <tr> <td>整 地 費 ……</td> <td style="text-align: right;">450 万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率</p> <p>年 0.44%（令和2年6月1日現在）</p> <p>ウ (略)</p>	住 宅 耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 木 造 (耐 久 性) 構 造 ……	1,680 万円	土 地 取 得 費 ……	970 万円	整 地 費 ……	450 万円	<p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～② (略)</p> <p>③融資を受けることができる住宅の基準</p> <p>ア 新築家屋（建設）の基準</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p>(7) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。</p> <p>(イ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。</p> <p>(ウ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>(エ) <u>土地</u>の権利が転貸借でないこと。</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p><u>(カ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。</u></p> <p>イ 補修の基準</p> <p>上記(7) (イ) (ウ) (エ) のとおり。</p> <p>④ 条件（令和3年5月1日現在）</p> <p>ア 融資限度額（建設融資の場合）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>土 地 を 取 得 す る 場 合 ……</td> <td style="text-align: right;">3,700 万円</td> </tr> <tr> <td>土 地 を 取 得 し な い 場 合 ……</td> <td style="text-align: right;">2,700 万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率</p> <p><u>(団体信用生命保険に加入する場合)</u></p> <p>年 0.84%（令和3年5月1日現在）</p> <p>ウ (略)</p>	土 地 を 取 得 す る 場 合 ……	3,700 万円	土 地 を 取 得 し な い 場 合 ……	2,700 万円
住 宅 耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 木 造 (耐 久 性) 構 造 ……	1,680 万円										
土 地 取 得 費 ……	970 万円										
整 地 費 ……	450 万円										
土 地 を 取 得 す る 場 合 ……	3,700 万円										
土 地 を 取 得 し な い 場 合 ……	2,700 万円										

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
⑤ (略) 5～7 (略)	⑤ (略) 5～7 (略)

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 第1 (略) 第2 内容 1 復興計画の基本的な考え方 (略) 市町は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。（以下、略） 2～5 (略)</p>	<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 第1 (略) 第2 内容 1 復興計画の基本的な考え方 (略) 市町は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地<u>区画整理事業</u>等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。（以下、略） 2～5 (略)</p>